

債権保全を強化しませんか？

KKS

KKS保証ファクタリングのご案内

～国土交通省 下請債権保全支援事業～

KKS保証ファクタリングとは、貴社が取引先(建設企業)に有する債権を保証するサービスです。弊社が決済の保証をしますので、取引先が倒産した場合は、弊社から保証金をお支払いいたします。

KKS保証ファクタリングはこんなお客様におすすめです!!

過去に**焦付き**で痛い目を見た!!

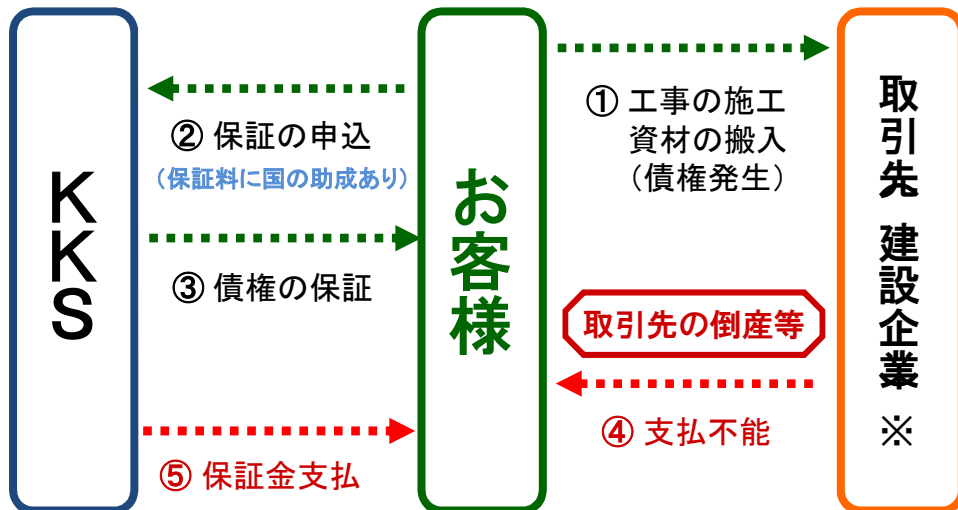
新しい取引先との仕事は不安だ!!

取引先に知られることなく保全したい!!

仕事した分は**確実に回収**したい!!



KKS保証ファクタリングのしくみ



※取引先(建設企業)は、過去2年間に公共工事の受注実績がある企業または経営事項審査を受審している企業であることが要件となります。



ご利用のメリット

1

債権保全の強化

債権が回収できない場合は、保証期間・限度内で債権を100%保証します。

2

助成による保証料の減免

保証料率の3分の1(年率1.5%を上限)が国の助成により減免されます。

3

保証の形式は個別保証と枠保証

お客様のニーズに合った商品をお選びいただくことができます。

4

取引先の拡大

ファクタリングの活用により、社内の与信限度を超えた取引の拡大が図れます。

株式会社建設経営サービス

(東日本建設業保証株(株)グループ)



保証の種類

「KKS保証ファクタリング」には、『個別保証』と『枠保証』という2つの商品がありますので、お客様のニーズに合った商品をお選びいただいたうえで、ご利用下さい。

個別保証

『個別保証』は、このようなお客様に適した商品です。

- お取引先に対し、既に請求書を発行されているお客様
 - お取引先から手形・電子記録債権を受け取っているお客様
 - 手形・電子記録債権割引(資金化)を希望されるお客様
- ※保証申込の時点で、債権額の確認ができるものが保証対象です。

枠保証

『枠保証』は、このようなお客様に適した商品です。

- お取引先と下請契約等を締結したばかりのお客様
 - 工事毎に発生する債権の保証を長期にわたり希望されるお客様
- ※保証申込の時点で、債権額の確認ができないものが保証対象です。



手続きの流れ

保証の打診

保証希望先の
銘柄リストのご提出

保証料のご連絡

保証引受条件を
貴社にご連絡

保証のお申込

保証料のお支払・
申込書のご提出

保証の開始

「保証承諾書」の交付



保証の打診から**約10営業日**で保証を開始します



ご利用の留意点

- ご利用いただける方
資本金20億円以下または従業員1,500人以下の建設企業または資材企業の方
お申込み時点で、行政庁から「営業停止処分」、「指名停止処分」または「許可取消処分」を受けていない方
- 保証料率
年率2.0%(助成後)～制度上の上限15.0%
保証料率の3分の1(年率1.5%を上限)が助成金により減免されます。
保証と併せて割引を利用される場合は上記保証料に上限2.00%の割引料が加算されます。

※保証に際しては弊社所定の審査があります。審査の結果により、ご希望に沿えない場合があります。
なお、審査の基準等に関するご照会には一切応じかねますのでご了承下さい。

詳しくは今すぐお電話!!

制度に関するお問合せ先→東日本建設業保証(株)山梨支店 055-237-8182

お申込に関するお問合せ先→(株)建設経営サービス首都圏営業部 03-3545-8523

詳しくはWEBで

検索

www.kks-21.com

発行人・お問合せ先

KKS 株式会社 建設経営サービス

ファクタリング事業部 東京都中央区築地5-5-12

TEL 03-3545-8523 FAX 03-3545-8530

URL <https://www.kks-21.com>

首都圏営業部

宮城営業所

愛知営業所

石川営業所

東京都中央区築地5-5-12

宮城県仙台市青葉区支倉町2-48

愛知県名古屋市東区武平町5-1

石川県金沢市弥生2-1-23

TEL 03-3545-8523

TEL 022-262-8622

TEL 052-962-3525

TEL 076-242-1285

貸金業登録番号 関東財務局長(4)第01480号